

平成23年度 第1回安城市定例教育委員会会議録

日 時	平成 23 年 4 月 7 日 (木) 午後 3 時 30 分	
場 所	安城市役所 第 10 会議室	
出席した委員	杉浦辰子	委員長
	鳥居勇夫	委員長職務代理者
	大見 宏	委 員
	榎原ちさと	委 員
	本田吉則	教育長
出席した職員	石川義彦	教育振興部長
	都築昭彦	生涯学習部長
	岩月隆夫	生涯学習部次長兼生涯学習課長
	平岩八尋	総務課長
	杉山春記	学校教育課長
	岩瀬慎次	給食課長
	早川雅己	体育課長
	加藤喜久	中央図書館長
	杉浦講平	文化財課長
	杉浦雄裕	子ども課長（報告事項 1 の子ども課関係分説明後退席）
	加藤 勉	総務課課長補佐
傍 聴 者	1 名	
開 会	午後 3 時 37 分	
日 程		
第 1	前回会議録の承認 平成 23 年 3 月 17 日開催の臨時教育委員会会議録を承認	
第 2	委員長、教育長等の報告 <委員長>	
	3 月 8 日 中学校卒業式（安祥中学校）	
	3 月 10 日 安城市健康づくり推進協議会	
	3 月 17 日 臨時教育委員会	
	3 月 18 日 小学校卒業式（里町小学校）	

- 3月31日 教職員退職辞令伝達式、懇談会
- 4月 1日 教職員新任式
- <教育長>
- 2月18日 社会教育審議会
- 2月22日 市幹部会  
交通安全推進会議  
市スポーツ振興審議会
- 2月23日 市部課長会  
安城学園高校卒業式  
中心市街地拠点施設整備検討委員会  
安城市教職員組合定期総会
- 2月26日 愛知県公立幼稚園長会60周年記念祝賀会(名古屋市)  
市子供会大会
- 3月 1日 県立安城南高校卒業式
- 3月 2日 市議会 開会  
市議会 市民文教部会
- 3月 3日 市議会 代表質問
- 3月 4日 市議会 一般質問  
市PTA連絡協議会総会
- 3月 7日 市議会 一般質問
- 3月 8日 中学校卒業式(安城北中学校)
- 3月 9日 市議会 議案質疑
- 3月11日 市議会 市民文教常任委員会
- 3月12日 交通安全推進大会
- 3月13日 安城市婦人会協議会総会
- 3月14日 臨時幹部会
- 3月16日 学校給食共同調理場運営委員会(北部調理場)
- 3月17日 臨時教育委員会  
十日会  
第3回校長面接
- 3月18日 小学校卒業式(安城中部小学校)

3月22日 市議会 閉会  
3月23日 幼稚園卒園式（安城幼稚園）  
3月25日 臨時幹部会  
新規採用・転入教員事前連絡会  
新旧指導部会  
3月29日 図書館協議会  
3月31日 市退職者辞令交付式  
教職員退職者辞令伝達式、懇談会  
4月 1日 市辞令交付式  
市幹部会  
教職員新任式  
4月 2日 安城市医師会安城碧海看護専門学校開校記念式典  
及び入学式  
4月 3日 体育指導委員総会  
4月 4日 部課長会  
4月 5日 県・西三あいさつまわり  
4月 7日 辞令交付式

以上に出席しました。

### 第 3 議 題

第1号議案 安城市教育委員会表彰について

第1号議案について生涯学習部次長説明する。

（全員異議なし了承）

### 第 4 報告事項

(1) 平成22年度3月補正予算及び平成23年度当初予算について  
報告事項（1）のうち、平成22年度3月補正予算について総務課長、  
学校教育課長、子ども課長、給食課長、生涯学習部次長、体育課長、  
中央図書館長、文化財課長説明する。

鳥居委員：子ども課の幼稚園施設管理事業の賃金の減額について、採用  
臨時職員の人数減によると理由が書いてありますが、応募者がなかつ  
たということではなくて、必要がなくなったため、最初の予定人数よ  
りも少なくなったということでしょうか。

子ども課長：産休育休代替教諭については、必要がなかったということです、当初予定していた人数よりも減ったために減額をしたということです。

報告事項（1）のうち、平成23年度当初予算について総務課長、学校教育課長、子ども課長、給食課長、生涯学習部次長、体育課長、中央図書館長、文化財課長説明する。

大見委員：総務課の太陽光発電設置工事代の予算が増えたということですが、補正では補助金が出なかったから減らしたという説明がありました。補助金については、前年度は補助金が出なかったから減らして、今年度はどうなっていますか。変わっていますか。

総務課長：去年の12月補正の時点では、補助金が出るであろうと見込まれていました。国の経済対策予算5兆円の中で、文科省もその中の一部として、経済対策として申請してくれと国から話がありました。そこで、6校申請したのですが、全国からの申し込みを受けた結果、耐震補強とか建物の老朽化対策などを優先し、太陽光発電まで補助金が回らないという情報が入りました。そういう事情で、3月補正では6校申請したうちの3校は取りやめ、残りの3校についても市費単独でやることとしたものです。一方、今年度の6校の当初予算につきましては、県とも協議した結果、補助金がもしかしたら太陽光発電でもつくかもしれないという、3月補正とは少しニュアンスの違う県からの話がありましたので、1校1千万の補助、6千万ということで計上をさせていただきました。しかし、今回も震災の影響があり、そちらに補助金がいきますので、厳しいのではないかという情報も入ってきており、今のところ流動的です。

鳥居委員：学校教育課20ページの上から3段目の少人数学級推進事業のところで、中学校市費負担講師5名が2名になっていますが、説明をお願いします。

学校教育課長：小学校につきましては常勤講師を配置していますが、中学校については非常勤講師を配置しています。この理由につきましては、県が中学校1年生で35人学級を実施しておりますが、40人学級としての教職員定数を使っています。たとえば1学級増えると2人教員が増える場合が多いのですが、一律1人しか配置してくれません。

したがって、県が 3・5 人学級を実施した場合に本当は 2 人増員なのに 1 人しか増えない学校について、非常勤を市単独で配置しています。その該当校が 2・3 年度は 2 校ということでございます。

教育長：小学校の場合には、1 学級増えれば担任を 1 名増やせばよいのですが、中学校の場合は教科担任制ですので、1 学級増となれば実際には教科時間数が他の先生も含めて多くなります。ですから、1 学級増えたから 1 人配置というだけでは、担当時間数の上で非常に苦しい状況が生まれます。県で中学校 1 年生の 3・5 人学級は実施されたのですが、実質 1 人しか配置がありません。そこで、非常勤を入れて、教科時間数が増えた分の負担を少しでも楽にしようというのが市の方針です。

杉浦委員長：私からひとつ質問させていただきます。26 ページの公民館施設管理事業のところですが、生涯学習コーディネーターを 4 名から 10 名に増やすとの説明がありましたが、その根拠を教えてください。

生涯学習部次長：地区公民館が 10 館ございます。そこで、地区公民館での事業、主に講座等でございますが、それを担当していただく方を、それぞれに配置をしていくというものです。

杉浦委員長：今まで 4 名でやっていたが、手が回らないということから増やすということですか。

生涯学習部次長：そういうことではなくて、今まで職員がやってきたことが、仕事がかなり増えてきたこともあります、できるだけ多くの市民にできるだけ多くの情報を提供し、少しでも多くの市民に利用していただくために、専門のコーディネーターを設置し、講座等を進めていくことが市民のためになるということから、10 館すべてにコーディネーターを設置することに決めたわけです。

生涯学習部長：実は、コーディネーターは、業務の多いところ、たとえば北部公民館や作野公民館ではすでに配置していますが、高齢化社会における業務の拡大に対応し、地域の生涯学習をその地域を拠点にしてより推進していくこうということで、従来の職員に加えて、増員を従来からお願いをしていました。なおかつ、職員に関しては、ここ数年短時間の再任用職員に館長をお願いしていることから時間的なフォロ

一もできないこともありますし、用務員も全体の中で今後の配置が難しいという事情もあります。いずれにしましても、主な目的としましては、生涯学習の推進をしていくということで、より市民の皆さんと交流を深めながら推進していくため、全館配置を目指しているということです。

杉浦委員長：人件費の削減ではないですが、10館あるから10人ではなくて、かけもちでやれることは両館をまたいで行い、その上で少しでも双方が良くなってくるように考えるということも必要ではないかと思いますが。ともかく一度やってみて、反省すべき点は反省して、前進できたらなと思っています。

榎原委員：生涯学習課の子ども運動広場補助事業のところで、設置補助金ということで3600万円が計上されていますが、これはすでにある公園をさらに良くするということですか。

生涯学習部次長：子ども運動広場を良くするということではなく、既設の25か所ある子ども運動広場を永続的に活用していくため、更新にかかる経費の補助を行うものです。

(2) 安城市教育委員会市民参加規則の制定について

報告事項(2)について総務課長説明する。

総務課長：本来規則は教育委員会の承認を経て制定するのですが、今回の規則は市の市民参加条例の制定を受けて、4月1日に施行する必要がありました。その条例が3月22日の3月議会閉会日に議決されたため、4月1日までの間に教育委員会を開催する暇がありませんでしたので、安城市教育委員会事務委任規則第3条第2項により、緊急やむを得ない場合と判断し、教育長が臨時代理しましたので、本日報告をし、承認をお願いするものです。

(質疑なし)

(3) 学校医等の解職及び委嘱について

報告事項(3)について学校教育課長説明する。

(4) 平成23年度学級編制、教員数について

報告事項(4)について学校教育課長説明する。

(5) 「安城市立小中学校における少人数学級対応臨時講師派遣取扱要領」の改正について

報告事項（5）について学校教育課長説明する。

(6) 「安城市就学援助費事務取扱要項」の廃止及び「安城市就学援助費事務取扱要綱」の制定について

報告事項（6）について学校教育課長説明する。

(7) 「安城市立小中学校等手話通訳者派遣要綱」の改正について

報告事項（7）について学校教育課長説明する。

杉浦委員長：安城市費負担教員の人数は43名ということでいいですか。

先ほど教員数の報告のあった際の臨時というものがこの市費に該当すると解釈してはまずいですか。資料6の少人数学級対応臨時講師の人数は何人ですか。

学校教育課長：資料6に該当する非常勤の講師の数については、中学校の2名です。小学校は全て常勤の講師です。

杉浦委員長：小中学校の臨時手話通訳は何名の方が利用しましたか。

学校教育課長：実人数については計算していませんが、実際に派遣をされた延回数としましては、22年度は35回でした。その中には同じ方が複数回利用したものも含まれています。

大見委員：就学援助費の要綱の制定というところについて質問します。

就学援助費を受けられる人については、第2条のところにいくつか書いてあって、生活保護を受けている方というのは非常にわかりやすいですが、他の準要保護者というのは、ぱっと見てもわかりにくいというところがあるのではないかと思います。支給を受けることができる要件について、保護者が自分は受けられるのかどうかということはなかなかわからないと思うんですよね。そういう時に、あなたはお子さんの就学援助を受けられますよというような形で、アドバイスができるのかどうか。援助を受けられるのに受けてなくて子どもがつらい思いをしているというのはかわいそうなので、そういうことがうまくできるようなシステムがあるのかどうかということを聞きたいです。

学校教育課長：保護者が、自分が該当するのかしないのかで迷ってしまうという話は多々聞いています。最終的には学校教育課へ問い合わせをしていただきたいと思います。また、学校教育課では、一つ目の基準に合わなくても二つ目の基準に合いそうであるとか、あるいはそれ以外の基準に合いそうであるとか、その方にとっていちばん有利など

ところで認定をしていくという基本的なスタンスを持っています。学校に問い合わせても学校の職員もうまく説明できにくい部分がありますので、学校教育課で相談を受けながら、できる限り受給がしやすいよう保護者にアドバイスをしていきたいと思います。

大見委員：受けられる方が申請をしにくいこともありますし、あなたは受けられるかもしれませんよというのも言いにくいということがあるかもしれませんよね。結局両方が遠慮してしまい受けられないということになってしまいます。待ちの姿勢でいるだけでは、問い合わせもこない。結局、本当は援助を受けられたのに受けてない人が出てこないように、こういうものがありますよということを広く知っていただこう努めるしかないと思います。うまくアプローチができるといいなあと思います。たぶん目にみえない潜在的な権利者がかなりいるのではないかでしょうか。

学校教育課長：おっしゃられるとおりだと思います。私たちもできる限り周知をしていきたいということで、数年前から市のホームページにも載せているのですが、各学校のホームページにも就学援助の項目で市のホームページへのリンクをつけ、できるだけ幅広くPRしていくように努めています。しかし、ご指摘のあった心配はいまだに抱えています。

教育長：いまご指摘を受けたところは非常に難しい部分があります。現状では、学校で担任の先生等で、集金が滞りがちだとか、家庭訪問に行った際の様子だとか、そういうところで生活が苦しいのではないかという視点で見てもらうということや、地域の民生委員さんにもそういうことをお願いしつつ、最終的には判定が難しいので、該当するかどうかは学校教育課の学事係に相談にきてくださいというふうにするしかないのではないかと思います。学校で子どもたちを通じて家庭の背景をつかんで勧めることは、これまでも気をつけてきましたが、いっそう取り組まなければいけないと思います。

(8) 平成22年度学校給食に関する指導の実施結果について  
報告事項(8)について給食課長説明する。

(質疑なし)

(9) 第30回安城市民大学の実施結果について

報告事項（9）について生涯学習部次長説明する。

（質疑なし）

（10）市民ギャラリー郷土作家展「表現された人物像」－平面と立体－の開催結果について

報告事項（10）について生涯学習部次長説明する。

（質疑なし）

（11）安城市スポーツ振興計画の改訂版について

報告事項（11）について体育課長説明する。

（12）ミュージアム・スポット「収蔵品展－百年前の絵はがき」の開催について

報告事項（12）について文化財課長説明する。

杉浦委員長：6000点の絵はがきをすでにもっていたということですか。

文化財課長：以前から6000点はありました。さらに、榎前の庄屋さんであります齋藤家から1万点程の資料をいただいているのですが、その中に3500点ほどの絵はがきが含まれていましたので併せて展示をさせていただいています。

## 第 5 その他

な し

閉 会 午後5時3分